

平成 26 年 5 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

「相続税の大改正」基礎控除 4 割カット！平成 27 年 1 月 1 日より適用

いよいよ平成 27 年 1 月 1 日以後の相続から、相続税が大きく改正（増税）されます。

【基礎控除額の引き下げ】

相続税の課税対象者は今までは 100 人に 4 人と言われていましたが、この改正により 100 人に 6 人の割合になると言われています。

更に、都心部などの地下の高い地域では 4 人に 1 人が課税対象者になるとも言われています。

○改正前の基礎控除額…**5,000 万円 + (1,000 万円 × 法定相続人の数)**



●改正後の基礎控除額…**3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)**

(例) 亡くなった方の相続人が、妻 1 人と子供 2 人の場合の基礎控除額

○改正前…**5,000 万円 + 1,000 万円 × 3 人 = 8,000 万円**

●改正後…**3,000 万円 + 600 万円 × 3 人 = 4,800 万円**

相続人が 3 人の場合、従来は遺産総額が 8,000 万円を超える方だけ相続税が課税されていましたが、改正後は 4,800 万円を超えれば相続税が課税されることになります。

【相続税の税率構造】

相続税の税率構造も一部改正があり、最高税率が **55%**に引き上げられています。

法定相続分に 応ずる取得金額	改正前		改正後	
	税率	控除額	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	0 万円	10%	0 万円
3,000 万円 "	15%	50 万円	15%	50 万円
5,000 万円 "	20%	200 万円	20%	200 万円
1 億円 "	30%	700 万円	30%	700 万円
2 億円 "	40%	1,700 万円	40%	1,700 万円
3 億円 "			45%	2,700 万円
6 億円 "	(3 億円超)	4,700 万円	50%	4,200 万円
6 億円超			55%	7,200 万円

基礎控除額の引き下げにより、今まで相続税がかからないと思っていた一般家庭でも、財産の状況により相続税がかかる可能性が高くなりました。

また、富裕層の方は基礎控除額の引き下げと税率の増加の影響をダブルで受ける可能性があります。

早めの対策で相続税の増税に備えましょう。